

健生支第 1376 号
令和 6 年 9 月 5 日

生活保護法指定医療機関 各位
生活保護法指定薬局 各位

横浜市長 山中 竹春

生活保護法等に基づく医療券・調剤券の発券請求に関する
横浜市電子申請・届出システムの導入について（通知）

平素より本市の生活保護医療扶助の実施にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、本市での「生活保護法」並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、「中国残留邦人等に対する支援給付制度」という）」に基づく医療券・調剤券の発券請求に関して、従来の請求方法のほかに、横浜市電子申請・届出システムを新たに導入します。導入内容は次のとおりです。

1 経過と概要

現在、医療券・調剤券請求については、各医療機関等から各区福祉保健センター生活支援課や健康福祉局生活支援課援護対策担当宛に電話、FAX、郵送等で発券請求をいただいています。

令和 6 年 2 月 1 日から、先行 3 区（青葉区、都筑区、泉区）において従来の医療券・調剤券の請求方法をより効率化すること等を目的に、新たに横浜市電子申請・届出システム（以下、「電子申請システム」という。）での発券請求を試行的に実施し、検証を重ねてきました。

試行実施を検証した結果、効果的な運用が可能と確認できたため、令和 6 年 10 月 1 日から電子申請システムによる医療券・調剤券請求受付を全区で開始します。

2 請求先

- (1) 電子申請システムについては次の本市ウェブサイトに掲載されています。
「[医療券・調剤券・介護券の請求について 横浜市 \(yokohama.lg.jp\)](http://yokohama.lg.jp)」
- (2) 「生活保護法」に基づく医療券・調剤券の発券請求に関しては、電子申請システムにより、市内該当区福祉保健センター生活支援課宛に請求してください。
- (3) 「中国残留邦人等に対する支援給付制度」に基づく医療券・調剤券の発券請求に関しては、電子申請システムにより、横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛に請求してください。

3 利用開始日

令和6年10月1日（火）午前0時

4 留意事項

- (1) 本電子システムの利用にあたっては、利用者登録が必要です。
- (2) 本電子申請システムにおいて使用する様式は、各区福祉保健センターまたは健康福祉局生活支援課援護対策担当宛に FAX・郵送等で医療券・調剤券を発券請求する際に使用することができます。必要な情報が網羅されておりますので、可能な範囲で同様式をご活用ください。
- (3) 介護券に関しては、電子申請システムでの発券請求受付を令和6年9月30日をもって施行運用を終了します。（先行3区で試行運用を実施しましたが、検証の結果、すでに発券予定の手続きが済んでいる介護券を繰り返しご請求いただく等、かえってご負担をかけてしまう結果となったため、試行運用を終了することとしました。）

5 資料

- (1) 医療券等の発券請求にかかわる電子申請・届出システム操作マニュアル
- (2) 医療券・調剤券発券請求書
- (3) 医療機関向けチラシ

<p>健康福祉局生活支援課 医療担当 援護対策担当 介護担当 TEL:671-4088</p>
